

平成30年11月16日

杉並区議会議長  
大熊 昌巳 様

災害対策特別委員会  
委員長 金子 けんたろう

### 災害対策特別委員会活動経過報告書

災害対策特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 平成30年9月26日

##### (1) 報告聴取

ア 平成30年7月豪雨に対する区の対応について  
被災地に対し、以下のとおり支援を行ったとのこと。

##### (ア) 義援金等

7月中に、岡山県及び広島県に各50万円の見舞金を届けた。また、区民からの義援金を受け付け、本庁舎等に日本赤十字社の募金箱を設置している他、区職員の義援金を送金したとのこと。

##### (イ) 救援物資

岡山県総社市に対して、災害救助用簡易テント、保存水等の物資提供を行ったとのこと。

##### (ウ) 職員等の派遣

岡山県総社市からの要請に基づき、3陣に分けて防災、清掃職員延べ17名が派遣され、廃棄物処理業務及び支援自治体調整本部業務に従事したとのこと。

また、特別区長会の要請により、岡山県倉敷市に対し、4名の職員が派遣され、り災証明発行のための家屋調査業務及び避難所運営支援業務に従事したとのこと。さらに、総社市社会福祉協議会の要請により、杉並区社会福祉協議会の職員4名が派遣され、災害ボランティアのコーディネーター業務に従事したとのこと。

## イ 区立施設及び私有地のブロック塀等の安全対策について

6月18日の大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊の被害を踏まえ、下記のとおり緊急安全対策を行ったとのこと。

### (ア) 区立施設のブロック塀等の対応

一般区立施設について、各施設管理者が目視の点検を行った後、技術系職員により、ブロック塀等がある106建物について、控壁の配置等の詳細点検を行った。その結果、現行の建築基準法施行令の基準によった場合に、控壁の一部不足等の建物が29件あり、そのうち道路に面したブロック塀がある2建物について、ブロック塀の高さが1.2メートル以下になるよう対応済み。その他の建物については、対応策等を個別に所管課と検討中とのこと。学校施設については、ブロック塀等がある施設の詳細点検を実施し、同施行令の基準によった場合に控壁の一部不足等があった10校の改修工事等を完了したとのこと。

### (イ) 区内の私有地における危険ブロック塀等の安全対策

区内通学路及び避難路等に面するブロック塀等について、職員による緊急一斉調査を行い、倒壊のおそれがある57件のブロック塀を確認し、所有者等への改善指導を実施した。また、杉並建築会等と連携し、9回の相談会を実施した他、9月27、28日開催の防災フェアで相談会を実施する。区民から寄せられた85件の情報・要望については、個別に現地調査や所有者等への安全化等の指導を実施するとのこと。さらに、幅員4メートル以上の通学路及び避難路に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全対策を早急に進めるため、除却費等の助成制度を創設するとのこと。

## ウ 平成30年度杉並区総合震災訓練等の実施について

### (ア) 総合震災訓練の実施について

平成30年11月17日（土）午前10時から午後1時まで桃井原っぱ公園で、平成30年度杉並区総合震災訓練を実施する予定とのこと。

#### ・ 訓練想定

休日に首都直下地震が発生し、区は避難勧告を発令。区民はこれに基づき避難を開始する。

#### ・ 内容

地域の協働団体等の運営による防災体験プログラム、関係団体による各種広報・展示・体験、被災現場を想定した地域住民・警察・消防等が連携した救出救助訓練等を実施する。なお、初めての取り組みとして、ドローンによ

る情報収集訓練活動を行う予定とのこと。

(イ) 震災救援所訓練の実施について

各震災救援所（区立小・中学校等 65 か所）において 9 月から 11 月を中心に震災救援所訓練を実施するとのこと。

・目的

震災救援所開設・運営に向けた各自の役割意識や区民の避難確保及び災害時要配慮者支援対応を行い、いざというときに混乱しない災害対応力を身につけるとともに、地域の防災力向上を図る。

・内容

震災救援所立ち上げ訓練の他、各震災救援所で訓練内容を決めて実施する。

エ 地震被害シミュレーション調査結果の公表について

平成 29 年度に実施した地震被害シミュレーション（避難者予測・ライフライン被害編）の調査結果を 10 月 1 日に公表するとのこと。

(ア) 公表方法及び内容

広報すぎなみ、区ホームページに掲載する他、すぎナビ、地震被害想定 AR アプリに結果データを掲載する。また図書館等にリーフレットを設置予定。内容は、冬の 18 時、風速 8 メートルの場合の避難者予測やライフラインの被害想定と家具固定率の向上による減災効果等とのこと。

オ 被災者生活再建支援システムの運用開始について

発災時に被災者の生活再建支援情報を管理する同システムの運用を、9 月から開始したとのこと。

(ア) 概要及び特徴

建物被害認定調査、調査結果のデータ化、り災証明書の発行、被災者生活支援業務管理の一連の業務をシステム化した。これらの情報を一元的に管理することで、迅速で効率的な支援が実施可能になるとのこと。本システムは、都が導入を推奨しており、前年度末で都内では 34 区市（17 区）で導入済み。

(イ) 今後の運用

生活再建支援業務は、全庁的に多岐に渡るため、運用にあたっては関係課間で連携を図り、地震被害だけでなく、風水害被害についても早期運用できるよう、実務マニュアルの整備及び職員訓練を行っていくとのこと。

カ 8 月 27 日の集中豪雨への対応について

(ア) 区の態勢

8 月 27 日 15 時 14 分の大雨注意報の発表に伴い、情報連絡態勢を設置。20

時 31 分の大雨警報発表に伴い、都市型災害対策緊急部隊へと移行し、避難所 2 箇所を開設。22 時 25 分に大雨警報が解除されたため、避難所の閉鎖、情報連絡態勢への移行を経て、翌朝 4 時 29 分に態勢解除を行ったとのこと。

(イ) 被害状況等

8 月 27 から 30 日にかけて、区民から土のう及びポンプ要請、倒木対応、道路冠水による要請があったとのこと。河川からの溢水はなく、短時間の降水量が下水処理能力を超えたことで、区内全域において、地下室や下水からの逆流による住宅や事業所土間上への浸水被害があったとのこと。9 月 7 日時点で、被害認定調査対象件数が 157 件、り災証明書の発行が 130 件、宅内等浸水による消毒要請が 160 件あったとのこと。